

細川紙がユネスコ無形文化遺産に

皆さんがこのコラムを読まれる頃には、「日本の手漉和紙技術」がユネスコ(国連教育科学文化機関)の無形文化遺産に正式になったという吉報が届いていることでしょう。

既に、21年に無形文化遺産になっている島根県浜田市の石州半紙に、今回新たに加わった本県の細川紙と岐阜県美濃市の本美濃紙とを合わせ、国内三つの手漉和紙技術が無形文化遺産になります。

小川町、東秩父村一帯の和紙の起源は古く、1,300年前、当時の武蔵国に渡来した高句麗人により伝えられたのが始まりという説もあります。この古き和紙の里に、江戸時代になって新たに和歌山県細川村(現高野町)で漉いていた

「細川奉書」という和紙が伝わり、当地でその技術が更に磨かれたそうです。

和紙は、多くの寺で写経用紙、経巻紙として重宝されていましたが、江戸時代に入ると和紙の需要が増え始め、紙漉きが産業として栄えるようになりました。紙質の強さが商人らに重宝され、時代劇にも出てくる商家の番頭さんなどが持っている大福帳や土地台帳などにも用いられました。

細川紙は外国産の原材料に頼らず、国産のコウゾ(クワ科の植物)だけを使い、伝統的な製法で漉きます。1枚1枚に心をこめて丹念に漉きあげる職人芸の和紙は、本物の良さ、手作りのぬくもりを生活の中に求める人が増えつつある現在、

インテリアの一部に取り入れられたり、はり絵・ちぎり絵の材料に利用されたり、色紙やはがきに使われたりしています。

今回、無形文化遺産とされるのは、紙そのものではなく「技術」にあります。無形文化遺産になることを機に、ぜひ、小京都を名乗る自治体が集まった「全国京都会議」にも加盟している小川町の「埼玉伝統工芸会館」や、東秩父村の「和紙の里」を訪れてみてはいかがでしょうか。

埼玉県知事 上田清司

